

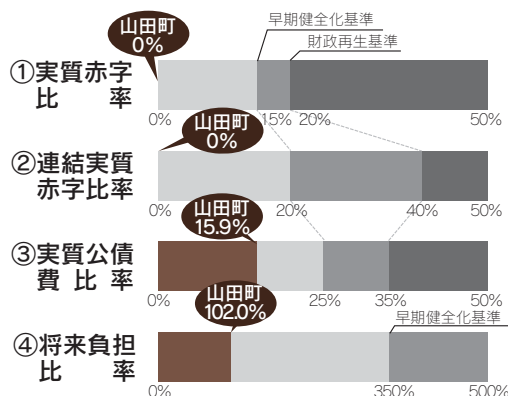
健全化判断比率と資金不足比率を算定

すべての指標で基準をクリア

町では、平成20年度の健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を算定しました。

これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により財政の健全性を判断するための指標と基準が定められ、算定と公表が義務付けられたことによるものです。この結果、町ではすべての指標で国が定める基準をクリアしていますが、今後もより一層財政の健全化に努めます。

◆健全化判断比率



◆資金不足比率

本町の資金不足比率はすべての公営企業会計(上水道事業、簡易水道事業、漁業集落排水処理事業、公共下水道事業)で0%となり、経営健全化基準の20.0%をクリアしました。

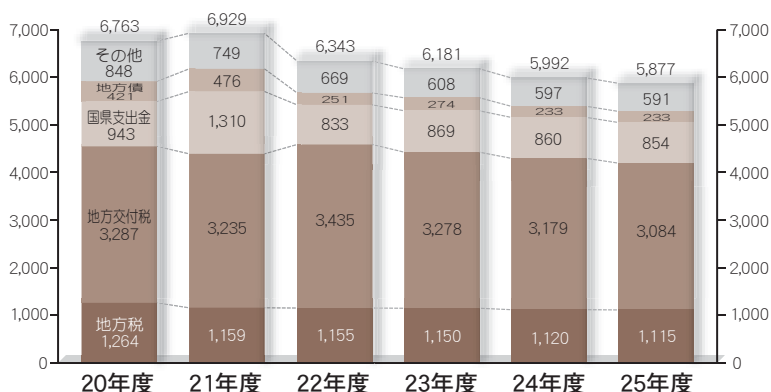
【用語解説】

- ①実質赤字比率**…一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ②連結実質赤字比率**…すべての会計の赤字や黒字を合算し、山田町全体としての財政運営の深刻度を示すものです。
- ③実質公債費比率**…借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ④将来負担比率**…一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
 - 早期健全化基準…町の財政状況が要注意ゾーンに達する基準値。①～④のいずれかがこの基準を超えると、財政健全化のため対策を取らなければなりません。
 - 財政再生基準…町の財政状況が危険ゾーンに達する基準値。①～③のうち1項目でもこの基準を超えると町は財政再生団体(民間でいう倒産)となり、国の管理下で財政再建対策が取られることとなります。
- ⑥資金不足比率**…公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。
 - 経営健全化基準…公営企業の経営状況が要注意ゾーンに達する基準値。この値を超えると健全化のため対策を取らなければなりません。

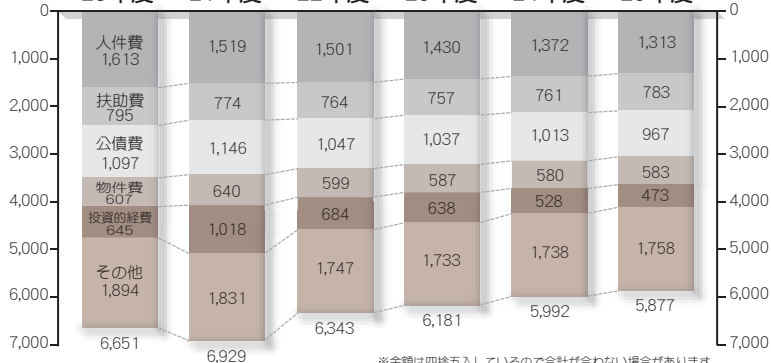
◆財政計画(平成20年度～25年度)

(単位: 百万円)

歳入



歳出



※金額は四捨五入しているので合計が合わない場合があります。

財政計画 2009

町では、中長期的視野に立った財政運営を進めるための「財政計画2009」(一般会計)を策定しました。

これは昨年度策定した「財政計画2008」を平成20年度決算統計の実績や平成21年度普通交付税の決定額を基に見直したもので、第8次山田町総合発展計画(平成18年度から22年度までの5カ年間)を実現するための財政運営の指針となるものです。

町は、これまで財政再生団体(民間でいう破産)への転落を回避するため、行政改革に沿って人件費の削減や公共事業の見直しを進め、歳出規模を縮減してきました。今後も、身の丈にあった健全な財政運営に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。